

商品概要説明書

スーパー定期貯金（複利型）

（平成31年4月1日現在適用中）

1. 商品名	・スーパー定期貯金（複利型）												
2. ご利用いただける方	・個人のみ												
3. 期 間	・定型方式 3年、4年、5年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位												
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しできます。												
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算をします。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。												
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合 <table> <tr> <td>・6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>・6か月以上1年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>・1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>・1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> <tr> <td>・2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>・2年6か月以上3年未満</td><td>約定利率×80%</td></tr> </table> (2) 預入日の4年後または5年後の応当日を満期日とした場合	・6か月未満	解約日における普通貯金利率	・6か月以上1年未満	約定利率×40%	・1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	・1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	・2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	・2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
・6か月未満	解約日における普通貯金利率												
・6か月以上1年未満	約定利率×40%												
・1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
・1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
・2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
・2年6か月以上3年未満	約定利率×80%												

	・ 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6 か月以上 1 年未満 約定利率× 3 0 % ・ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率× 4 0 % ・ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率× 5 0 % ・ 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率× 6 0 % ・ 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率× 7 0 % ・ 3 年以上 4 年未満 約定利率× 8 0 % ・ 4 年以上 5 年未満 約定利率× 9 0 %
1 0 . 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1、0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
1 1 . 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：0 4 8－4 5 1－1 1 2 2）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または J Aバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。）
1 2 . その他参考と なる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。